

付章 資料編

一 歴史資料（古文書）

【資料一】

蘭喜太夫が佐藤某所持の小竹八幡宮の古記録を書き写す。

（表紙）

「 当第五代目主喜太夫写置幼名仙蔵

八幡大神御本紀国造様御撰之節

産子へ御尋似二付御答及

旧地より今の御宮へ御遷座の節

御願書写し

蘭浦新町

毎年二到り入用ノ義 和泉屋

有之候間大切二移置候事 蘭喜太夫所持 「

ふるきを尋て今神徳の殊にあらた成ルを知る、昔は上御一人より下万民にいたり小竹大神をたれか知らさらんや、既にたつねこたへの此書を拝誦するに神功応神及武内の三神此御園の小竹宮に御遷の時、祝子の塚の奇異の靈驗、逢母の里のことともまで日前宮の国造の御尋と此産子乃答とたかひなきを見るに、是誠に神とくのミことのかとそ、今年寛政十一の春 小竹大神宮御かり宮御遷宮の折から佐藤何かしのもとに至りて此宮乃いにしへの咄におよハ主人の言予か祖もと村の何かしたり、御本紀を紀の国造様へ御願より御尋の始終書物写しありと、其一冊を

出してともに拝誦して初テ 八幡大神御遷座の来由を知りテともくよろこひのあまり我愚筆をもちへり見すこれをうつしぬ、後二見ル人我書写あやまりを右の本書にもとづきてたたして古きを尋ねてあたらしきを知るの便ともなれかしとねかふのミ

寛政十一春

芝荭賢

①乍恐願書之事

一 御殿御跡地蘭村八幡宮之御屋敷二被下候様ニ奉願候、就其御殿地古之地主高畝改書上ケ申候、御殿御跡地を宮屋敷ニ御替被下候ハ、難有可奉存候
一 右御殿御跡地と八幡御屋敷と御替被下候ハ、只今迄之八幡御屋敷宮田二被下候様ニと氏子共是又奉願候、被下候ハ、地をほりさけ又ハ築上ケ可申候、御年貢之外ニ餘米御座候ハ、宮之御供ニ仕度奉存候

一只今迄之宮地ニ松木九拾本御座候、代銀二積り五百拾六匁御座候、此松木被下候ハ、宮地引さけ申人数六七百工程入申候間右之入用ニ仕度奉、且又御殿地と八幡屋布御替被下、替地万一外之者ニ被下候ハ、御殿地古之地主御願申上儀可有御座候得者、右申上候通宮田二被下候得者御殿地古之地主も八幡宮氏子之儀ニ御座候故少も申分無御座候ニ付、則只今之願書ニも連判仕一所ニ奉願候、已上

蘭庄屋 同 同年寄 同

二郎左衛門 平左衛門 与兵衛 角大夫

御坊庄屋 同年寄 同 同

新左衛門 市郎左衛門 孫左衛門 源左衛門

御殿跡地古之地主 蘭右衛門九郎子 同所孫左衛門孫 同所与三次郎子

七三郎 三郎次郎 惣兵衛 若右衛門

右之通り、殿様へ片山又兵衛殿書上ケ被成被下、早速叶社さけ越可申

一 八月四日ニ御社さけ越申候

一 和歌山日前宮国造殿へ八幡宮縁起頼ニ罷上り申者、御坊村新左衛門、蘭与兵衛、秋月村源左衛門取次ニ而段々申上候得者書付ヲ上セ申様ニと国造殿被申候

②飛脚便ニ而申上ケル一通

一日高郡蘭村之八幡宮紀小竹と申所ニ宮地之境内南北三拾五間東西三拾間之内殺生禁制之御制札ヲ建被為成候而御座候、御社ハ南北ニ而御座候、御社之内東之方ニ少キ御社有之候得共六拾年已前などに退転仕、此ころ者無御座候

一同村之内ニ清水有、元社方南東ニ当り当社方ハ北東ニ当り申候

一 当八月方同村之内神還河と申所之南新町と申所ニ殿様御殿之跡地御座候ニ付氏子共申上候へ者宮地

二被遊被下候故只今勸賞申候とて地形四尺余築上
東向ニ御社すへ奉る

一藺八百石之内四百石余宮田と申に今其わけ御座
候、是も百年以前御取上ケ被成只今ハ少しも無御
座候処ニ今迄之宮之御跡地御宮之田ニ被下候、但
御年貢者殿様へ上ケ申候

一藺村田地之内宮田之方明田之方と申今に銘々ニ而
御座候

御宝物之覚

一御鉾三本 御弓弍張 龍頭三 御長刀壹張

御幣 壹ふり 獅子頭一 鬼面弍つ 御輿
しんちう

御祭之次第

一二櫛、二二龍頭三、三三御鉾、四二御幣四本、五
ニ御弓、六二御長刀、七二御幣しんちう、八二地下
之笠鉾、其次御坊笠鉾、其外思寄次第ねり物渡りも
の過候而鬼ノ面之者御輿之前後二式人、其外庄屋年
寄并頭立之者上下二而供奉仕、辰刻ニ新社より西手
の浜ニ御旅御座候、出御成り未ノ刻ニ還御被成候

③国造殿方不審書之覚

一御財物之内御太刀之書付無之候、古より無之候哉、
なくて不叶物ニ而候

一御宝物之内御輿と計り注文に乗り何舂ノ事無之
候、一舂ニ而候故書付不被申候哉、三舂たるへき

事と被思候

一御祭之次第余社之作法とハ違イ申候、殊ニ四番目
ニ御幣四本と有事業者如何様ニ被用候哉聞申度候、
七番目ニ御幣但しんちうと有之事も合点不参候
一条々之書付大形合点参り候得とも同しくハ所之衆
ニ逢委聞申度候

八月日

④御返事候覚

一御宝物之内御太刀無御座儀大乱之時分紛失仕候、
其後なくて不叶物とも不存候故尔今誰寄進仕者も
無之候、向後者拵可申候

一御祭之次第余社之作法とハ違ひ申候由被仰下候、
尤可為左様と奉存候、当社之儀者三十八年已前寛
永十九年午八月十四日古寺内六左衛門と申者俄ニ
狂言種々の事申候得とも其譯一として耳ニ入ルこ
とニ而無御座候故地下之者共氣違イと存候処、身
ヲ清メ八幡御社へ参りこもを敷二日一夜穀水を立
テ様々不思議之ことも申候而鑰取を呼との事ニ
而御座候、思案仕神主を出し候得者神主ニ大木ノ
森を呼との御事ニ而御座候得共一円合点不参候
故、彼よ是よと申出し見候中によのつねの様子に
て無御座候故、庄屋上下を着し罷出候へハ何とて
祭をせぬぞ、此時節ニ当り候間急きて祭をせよと
の御神託ニ而御座候故、畏入候と皆御請申候得

者、即時ニ其者倒伏候而半日程過候而起上り狂人
の舂少しも無御座候、然れ共狂人之不審ニ存様子
相尋申候得者夥敷誓言を以如何様之儀有之候も不
存由申候、依之所之者共も驚入候而不取敢只今之
御祭り興行仕たる事ニ而御座候得者作法と申差別
已前より無御座候、今度者御影ヲ以相改叶申程之
事ハ万端輕ク成とも法を定置申度よし氏子とも願
申事ニ而御座候、且又此十九年已前誰いふ者なく
火事と申騒事度々御座候に付、不宜想と氏子共存
候故御湯を上ケ申候、御託宣ニ以言難有夢に御告
可有との儀ニ御座候、翌日之晚其時之庄屋庄兵衛
大勢之中ニ而火事の夢咄し致候へとも其事かとも
不存候処一兩日過候而火事出来仕候、御夢相始終
少しも相違無御座候、其時節近所之者氣遣仕候処
に此夢ノ咄聞候者ともハ思ひ出しそれ々々ハ苦し
かるましきとて構ひ不申候得共逢其難候、夫より
以来立願祈念之御湯を上ケ候者共多ク御座候、い
つとて御託宣相違仕儀無御座難有奉存候

一御輿之儀一舂ニ而御座候、三舂之咎ニ而御座候
ハ、龜相ニ成とも拵可申候

一五本之御幣之儀五ヶ所五組ニ御座候故壹本宛ニ而
中ニもしんちうの幣新町方寄進仕渡し申ニ而御座
候、次第儀ハ祭礼之始り申候年之様ニ不弁善悪仕
事ニ而御座候

一余所ニ而も申事ニ而御座候哉らん不存候へ共当社

二而ハ御託宣方以来神主を かきとり庄屋ヲ大木ノ森と尔今申来り候

右之通、近年之儀御座候得共正く存之者共多ク御座候、已上

延宝七末年

九月朔日

蘭村

与兵衛

御坊町

新左衛門

⑤相尋申候返答書委細披見申候ハ、得其意申候

一御太刀之儀いかにも拵被下可然存候、拵様子相談可有之事と存候

一御祭之次第之儀返答之趣尤ニ存候、左様ニ候へ者
叮嚀ニ被致候程之事者有間敷事之様ニ存候、此儀者追而相談可申候、又火事之事も奇異成事ニ而候、御託之儀者縁起之奥ニ入可申候、火事之一事ハ靈験之内ニ入可申候

一御輿之儀一鉢ニ而候由宮ニより一鉢之宮も三鉢之宮も有之候、不苦敷義ニ候、乍去八幡大神ハ御神鉢ニテ候故同しくは三鉢ニ候ハ、可然存候

一御幣之儀者五本之段聞へ申候然とも御幣には口伝有之事ニ而候間縁起相究り候時分可申述候

一大木之森之儀聞へ申候、神主をかきとりの事ハ伝受有之事ニ而候

一日本記を見申候に応神天皇三歳之御時武内宿祢にいたかれ御船にて紀ノ水門に御着被成夫より日高へ御入被成候と、神功皇后者皇船ニ而撰津国難波に御着被成太子を御尋被成紀伊国へ御越被成候、太子二日高にて御逢被成候麿坂王忍熊王を討んと思召候時小竹宮に御遷り被成候も有之候、此太子に御逢被成候処日高郡之内ニ可有之候、是ヲ何と遊して尋出され委ク書付可有候、これさへよくしれ候へハ縁起者早速出来申事ニて候

一又日本記に神功心神日高郡ニ被成御座候時世間くらやミになり候故神功是ハ 何事そと国造か九代目ノ豊耳ニ御尋被成候時あつなひのつミと申者ニ而御座候と申上候へ者それハ何事そと御尋被成候時申上候者大社二社之祝子を一穴ニ埋申たる物ニ而可有御座候と申上候得者御尋させ候へ者小竹祝と天野ノ祝とを一穴に埋候を別所ニ埋候得者くらやミ晴申候と是あり候、是をも被尋候ハ、神功之天子に御逢被成候所知レ可申候、今度之縁起ニ此事も入申候物を尋候に一往尋ね候而知レ不申候とて其通ニ而置候得者何れも知れ不申候、是非共尋出し可申と心かけ候へ者終者尋出す物ニ而一度にたつね候ハあしく候、度々に尋申か能候、亦よき人計りに尋候計りも悪敷候、賊山かつにも相尋候か能候、木こり草刈り之言迄もすてぬとハ此事ニ而候、事をたつね候に色々種々工夫有之事ニ而候

左様ニ心得可被下申候、已上

九月三日

日前宮国造隠居

延宝六戊午ヨリ

寛政十戊午マテ百廿二年ニ当ル

序文によれば、寛政十一年（一七九九）の仮遷宮の時に、蘭喜太夫が佐藤某が所持する古記録（書物）を写した資料である（①～⑤は編者による註）。

①は蘭と御坊の庄屋・肝煎等が連名で、徳川頼宣が建てた蘭御殿の跡地を、小竹八幡宮の境内地として下げ渡しを願ひ出た文書である。年号の記載が無いが、【資料三】では、延宝六年（一六七八）八月に御殿跡地へ遷座したと伝えている。

②～⑤は延宝七年（一六七九）に小竹八幡宮の御本記作成のため、日前・国懸宮の紀国造との間で取り交わした文書である。②は、蘭と御坊から、小竹八幡宮の由緒を国造に知らせた文書で「御祭之次第」として渡御の次第が記されている。また、④では、寛永十九年（一六四二）に六左衛門が神懸りし、「何とて祭をせぬぞ、この時節にあたり候あいだ、急ぎて祭をせよ」と神託があり、御坊祭が始まったことを記している。

【資料二】

四恩状の内容をよく心得るよう通達が出される。

蘭浦八幡宮例年八月十五日祭礼之節戲瓢箪踊有之、右踊文句之内四恩と申儀有之候、右四恩者人々皆蒙り居候事ニ候得ハ人々四恩之儀一日も不可忘事候、夫ニ付別紙之通教示可申旨御用役衆被申間候、右ハ兼々申間セ末々迄一統四恩之儀会得いたし候様能々教示可被申候、誠ニ四恩之儀者人々一日も不可忘事ニ而、就中二恩之趣人々能々熟得致候者おのつから天地父母衆生国王之冥加ニ叶候事候条、此趣能々会得致候様常々無怠慢教聞可被申候、仍之別紙御書付壹通指越候、已上 曾根田源助

十一月廿七日

大庄屋宛

夫人間に四恩あり、四恩とは天地の恩、父母の恩、国王の恩、衆生の恩なり、凡人間たるものハ上天をいたゝきて日月の光を仰ぎ、下ハ地ニ載せられ五穀菜菓を喰ひて一生を過るものなれハ、勿論一日も天地の恩を忘るへからず、身軀を父母ニ受てより寒暑昼夜の分ちなく種々の労苦を以て育てあけられ漸く成長する事なれハ一日も父母の恩を忘るへからず、夫々の職業にありつき父母を養ひ妻子をはこくみ飢へす寒へすして代々安穩ニ暮すは皆君上の御影なるゆへ一日も国王の恩を忘るへ

からず、人間一生之内ニハさま・の事変ありて自力計にてハ世を渡る事叶ハす、諸人の力をかりて不足を補ひ急難をも救ふ事なれハ衆生の恩是又忘るへからず、然るに人間の道ハ忠孝の二つより重き事ハなき故四恩の内もとりわけ父母の恩国王之恩を忘るましき事なり、常々此二恩を忘れず父母に孝行を尽し国王之法令を能守れハおのつから天地の道にも叶ひ衆生の心ニに戻らすして全き人間となるなり

右之通被仰越候ニ付右写し相廻候、御書付御添状之趣等各能被相心得、小前末々迄不洩様教示可被申、仍之申越候、以上

十二月十五日

瀬戸勘助

村々宛

天明四年（一七八四）十一月二十七日、第九代藩主徳川治貞の命による御用役衆からの申し渡しを受け、日高郡奉行の曾根田源助から配下の大庄屋にあてた文書で、通達と別紙書付（四恩状）からなる。

大庄屋であった瀬戸勘助は、この文書を十二月十五日に江川組の村々へ達している。通達では、下々の者までが四恩の内容を会得するよう、念を入れて教示するよう命じている。本資料は、江川組大庄屋であった瀬戸家に残された「天明三年御用留」（和歌山県立文書館所蔵 瀬戸家文書 資料番号おー37『御坊

市史』第三卷資料編Ⅰ「藤井村御用留」による。

【資料三】

小竹石見守が小竹八幡宮の由緒をまとめる。

（表紙）

「紀伊国日高郡御蘭庄

小竹八幡宮由緒覚

蘭浦」

紀伊国日高郡御蘭庄小竹八幡宮由緒覚

一小竹宮

蘭村之内紀小竹と申所之西之方田中ニ有り、是ハ八幡宮之旧地小竹宮開闢ハ分り不申尊号も相知レ不申小竹太神宮と計申伝へ往古ハ大社ニて一ノ鳥居ハ廿余町計り巽ノ方北垣屋敷八懸りはたと申所に建御座候よし人皇十五代神功皇后武内大臣皇太子を守り奉り此小竹宮ハ入り奉給ふ事日本記ニ御座候通り尤元龜天正之頃迄ハ宝物并古キ書物等も相伝り御座候由其比兵乱ニ賊徒等西国へ取逃ケ之由承伝候

一祭礼ハ三月五日、是ハ古しへ三神小竹宮に御座有て忍熊王を討んと議給ひ、武内宿祢山城宇治へ御出陣有、則宇治之御軍御勝利有之永ク天下を治メ給ふ、御吉例ニ依て也、尔今此宮ニおゐて、此日社人集り天下泰平護国成就之ため一万度祓御祈禱

修行仕候

一小竹祝塚

是ハ、小竹宮より壺丁計巽の方、田の中ニ有リ、皇后小竹宮へ入らせ給ふ時、多日昼夜の別チなく常夜に成る、因テ紀国造豊耳をたて、其故を問ハせ給ふニ小竹祝と天野之祝と一つ穴ニ葬故也と、塚を抜き屍をわかつて別所に埋ミしかハ、即天明らかに成と、日本記に御座候、又中古迄此塚に松の大木有しを倒し候もの大キニ崇りを受けたる事、当社本記ニ委敷御座候

境内東西四拾間南北貳拾間

芝 東西八間 南北四拾間

一小竹八幡宮三神拝殿 塚 東西八間 南北叁拾間

末社宿祢社 龍王社

稲荷社 秋葉社

船玉社 天満宮社

拝殿貳間四方

長床貳間半二五間

右境内芝堀共御免許、地宮造りハ紫宸殿唐破風造り、右殺生禁御制札寛永九年卯九月頂戴仕、小竹宮ニ御座候を、延宝六年午年八幡太神宮当所へ御遷座之節、御制札をも境内へ移立御座候、是ハ元来日本記ニ御座候通り、神功皇后八幡太神之御心組なれハ神始て八幡太神と現れ給ふ砌より、当社に崇祭り奉る、時代ハ相知レ不申候得共、往

古ハ七堂伽藍末社四十九社、経堂壺ヶ所、内ニ大般若経納、社領四百四拾七石四斗七升八勺田地ニて領し、神主壺人、別当壺人、社家拾人、神女壺人御座候由、天正年中之兵乱ニ破發仕候へ共、当元禄十年迄ハ宮田方明田方と申、庄屋も式人迄宮田方高畝之御帳面尔今当社ニ残り御座候、宮田方庄屋義兵衛、明田方庄屋次郎左衛門、又社家別当筋目之者子孫蘭村之内ニ残り御座候、神主家敷・別当屋敷・宮之前・宮ノ後等田畑之字ニ残り御座候、斎屋是も地名ニ残御座候、古しハ社人此所ニ而潔斎仕候所之由、祭礼者例年八月十五日往古ハ流鏑馬と申、馬十騎ツ、時之御守護職より御遣被遊候由、尔今馬場之小路と申所御座候、然共兵乱時分より祭礼も廢し中絶仕候處、寛永十九年午八月蘭村之内古寺内六左衛門と申社家筋目者ニ神か、り様不思議の御神託ニて祭礼を成すへしと御座候故、始て唯今之祭礼興行仕候、祭式之義ハ紀国造家御伝授ニ而古例之通相勤来り候

一当八幡宮所之義ハ、延宝六年午八月小竹宮より八丁計南之方新町と申所へ奉遷、小竹宮太神宮ハ旧地ニ御座候、今此宮地と申ハ、南龍院様御殿を初而寛永八年未年蘭村之内下野と申所へ御建被為遊、御殿表を新町と唱させ、同年五月十二日新町分諸役御免許被為成下候御書御座候、然処延宝二年寅年右之御殿を御引取被為成候、依而御跡地を

今之御許容被為成下、延宝六年午八月二八幡太神宮を此所へ奉遷候、八月十五日祭日ニ者蘭浦浜辺松原へ往古より御旅所御座候、右場所へ神輿渡御已ノ刻還御、申ノ刻御神勅ニ任セ氏子共一統御供ニ罷出申候、南龍院様ニも度々祭礼御上覽被為遊候由ニ而、御坊町より出候ケヒヨン踊と申ものへ御太鼓を被為下置候由、其後香嚴院様ニもケヒヨン踊之内へ四恩之文句御注解之御書被為下置候事一往昔先御国守浅野家よりも被下置尔今持伝り御座候事

一陣出 是ハ皇后皇太子武内宿祢宇治へ御出陣有へしと、此所ニ而官事を揃給ひて御出陣成し玉ひたる所之由、小竹宮より式丁余り巽之方ニ今猶地名ニ残御座候

一小竹清水 是ハ小竹宮より四丁計巽之方、今之八幡宮地よりハ、三丁計艮の方、田中之古井跡より清水涌出申候、此田之字をしミづと申、此辺人家少々御座候、すべて此所を清水と号しう来り候、辺り之田ノ中よりも清水涌出申所御座候

一釜井戸 是ハ小竹宮より式丁計乾之方ニ当り、田ノ中ニ浅き泉御座候、古しハ神供など炊キ候所之由、尔今清水涌出冬ハ暖ニて極暑之時分ハ至て冷ニ御座候、此釜井戸より五丁計西北之方ニ高良と申所御座候、此ハ武内大臣皇太子を抱キ奉り川を渡り候所之由、尤往古は大川ニ而今田畑ニ相成

候得共、此東西をすべて古川通しと申候

一逢母 逢母八幡之社有り

是ハ小竹宮より一里計西ノ方三尾浦磯と山との間五六丁程之地名ニ残御座候、即当社本記ニ委しく御座候通り神功皇后皇太子武内宿祢大臣廻り逢ひ給ひ候所之由、又阿尾浦鉾突之はなと申所是は皇着岸之場、皇后鉾を突上らせ給ふ所之由、夫より十余町東之方初湯浦と申所、是ハ皇后皇太子之初て産湯を奉り候所之由ニ御座候

一小竹八幡宮本記 壺帖

右之通相違無御座候、已上

紀州日高郡蘭八幡神主

小竹石見守

文化四年

卯六月

蘭八幡宮の神主小竹石見守が文化四年（一八〇七）に取りまとめた、蘭八幡宮の由緒書である。二つ目の一つ書きに「祭式の義は紀国造家御伝授にて古例の通り相勤めきたり候」とあることや九つ目の一つ書きに「小竹八幡宮本記 壺帖」とあることは、資料一の紀国造とのやり取りとかかわる内容であろう。また、三つ目の一つ書きでは、現社地への遷座の経緯と、御坊祭の次第について記している。同じ三つ目の一つ書きで「南龍院様にもたびたび祭

礼御上覧あそばせられ候由」「御坊町より出候ケヒヨン踊と申すものへ御太鼓を下しおかせられ候」と、【資料一】【資料二】には記載の無かった、南龍院（初代藩主徳川頼宣）と御坊祭の関わりを伝える記述が現れることに留意したい。

【資料四】

「瑞徳記」に四恩状の由来けほん踊の文句が記される。

一日高郡は上管の郡にして土地広く民俗淳朴なり、其内蘭浦と申は大湊にして尤豊饒の地なり、往古より秋は八月の祭礼一郷の老人集りて各みな長瓢簞をかつきて踊る、俗にケヒヨン踊りと云、元和年南龍院様御覧有て踊の文句に四恩と云事を御感心被遊しと云、幾年月を経ぬれば古風は捨り今様流行し、いつとなく踊りの由来を伝ふるものなく既に此比中絶に及はんとする処を、ケ様の旧き事の民間に伝はりたるはとくに御穿鑿有りて、兼て御存置せられ 百姓の楽みとも可成儀なれはと思召され下々曉り易き様四恩の御訳文を被遊淳々として民を導き給ふ取分忠孝の二ツを反復し儒釈二教の間た、聖人の道を専らに崇せられたる御風教の微旨畏り奉るべし

四恩御訳文

夫人間に四恩あり、四恩とは天地の恩父母の恩国王

の恩衆生の恩なり、凡人間たる者上は天を戴きて日月の光を仰ぎ、下は地に載られて五穀菜菓を食ひて一生を過る者なれば、勿論一日も天地の恩を忘へからず、身体を父母に受てより寒暑昼夜の分ちなく種々の労苦を以て育ひあけられ漸く成長する事なれば一日も父母の恩を忘るへからず、夫々の職業にありつき父母を養ひ妻子をはこくみ飢す寒えすして代々安穩に暮すは皆君上の御陰なる故一日も国王の恩を忘るへからず、人間一生之内には様々の事ありて自力計りにては世を渡る事叶はず、諸人の力をかりて不足を補ひ急難をも救ふ事なれば衆生の恩是亦忘るべからず、然るに人間の道は忠孝の二ツより重き事はなき故四恩の内にも取分父母の恩国王の恩を忘るましき事なり、常に此二恩を忘れず父母に孝行を尽し国王之法令を能守ればおのづから天地の道にも叶ひ衆生の心二に悖らすして全き人間となる也件之御書付御代官曾根田源介承りにて蘭の百姓共へ下し置かれ今に於て之を拝聴す、おはつて戲瓢踊り始まる、その儀式至て神妙なり

御代官よりの達し

右踊りの文句等道に叶候段先年

南龍院様御譽被遊候処、此度右文句四恩之儀に付御書付之趣諸人へ教示可申との儀に候へは、右踊り毎年無断絶踊り伝へ尤も四恩之儀人々感得致候へは上之御仁恵に叶ひ候事に候条、右等

之趣を以能々可申聞候、依之別紙一通差越候、
以上

日高郡

十一月三日

御代官

蘭浦

村役人へ

戲瓢箪踊歌

先達瓢箪持	一人
二 傘かたけ	一人
三 繫鼓	一人
四 同	一人
鉦たゝき	一人
小づゝみ	

瓢詞

治郎も太郎も出られ候へ、いてられ候へ、一同心得
申て候、謡同音夏と秋、引太鼓ツツミ夏と秋、御茶事も
はやるなりや、引茶筌めされ候へや、オ、茶筌召さ
れ候へや。よき光ぞと影たのむよの光りとぞ、ヒ
ヤア、連謡踊始たのめたのむも仏のきよみ寺たつね
てけひよんハアヒョンく大鼓鉦ムンツ、ミ極楽のホン前
になる、涙川いかなる淵もハアヤホン瀬になるら
ん、ム、ン世に四恩有り、天地の恩、国王の恩、衆
生の恩、此恩ア、引四恩ハア二恩いつれかおろかは、
あらね共、ム、ン父母の恩、ア、ニロ、にひゝめおと
りをおんところよイヤア儀イヤアギニキハア、しくはな

しムン父母か此身をアハしやうぜずば超世の彼岸に
あひがたやしやの釈尊みのりをとかくれては兼て
無常をのかるはきムンよしや君たゞ詞繫鼓一人アハ、聖
人の教へには観んもいらぬ一同 繫鼓一人 ソコジャ行も
いらぬ一同ソコジャマツソコジャマツソコ…ジャ一同寝ても
覚ても忘るなよ只一念は念仏なりけりゆうづ念仏
南無阿弥陀ヒヤア南無阿みだん仏・ゆうづ念仏な
ん無あみだイヤ思へば浮世は夢の世や引イヤ夢の間の
浮世に何とくすんたりとシヨ太鼓鉦ツ、ミヒヤ瓢箪か
ら駒が出まい者か、只とに角も月の夜すからいざ
お踊ろ榮華は是みな春の花名利の心をどうとめて
いそいて浄土を願ふべしとや無うた波羅密多はつ
はいた

「瑞徳記」は渡辺珪（半平・弥平、一七六四―一八
三一）の著書で、第九代藩主徳川治貞の事績につい
て記す。『南紀徳川史』十六巻の記事（文化十年八月
条）から、文化七（一八一〇）年以前に成立の書で
あることが分かる。「瑞徳記」は一部が『南紀徳川
史』に引用されているが、「瑞徳記」の原本や写本は
確認できなかったもので、ここでは『南紀徳川史』十
五巻によった。

この資料では、けほん踊の文句が記されているこ
とが重要であり、「瑞徳記」が成立した、江戸時代文
化年間の文句を知ることができる。また、【資料三】

では、南龍院（初代藩主徳川頼宣）が祭りを見物し
たことや、けほん踊へ太鼓を与えたことを記してい
たが、この資料では「元和年 南龍院様御覧ありて
踊の文句に四恩という事を御感心あそばされし」と
記し、異なった伝承が書き留められている。この「瑞
徳記」と同じ資料は、村岡六蔵良毅（生没未詳、一
七九五年に出仕し一八四七年に隠居）が編纂した「麟
徳記」（和歌山県立古座高校蔵中根文庫本）にも掲載
されている。「麟徳記」は「瑞徳寔録続言行録宝鑑堀
内筆記ノ五書ヲ編シ少シク取捨ヲ加ヘシモノ」（『南
紀徳川史』十六巻）で、写本により異同があり、内
閣文庫本では本資料を掲載しない。「瑞徳記」を引用
する『南紀徳川史』は、堀内信（一八三三―一九二
〇）がまとめた紀州藩に関する歴史書・資料集で、
明治三十四年（一九〇一）に完成した。また、村岡
六蔵良毅に関しては「村岡家系譜」（和歌山県立文書
館蔵家譜一三六九九）を参照。

【資料五】

日高郡奉行曾根田源助が天田組大庄屋中村善次兵
衛にあてた通達。

① 蘭浦八幡宮例年八月十五日祭礼之節御坊村ニおゐて
戲瓢箪踊有之由右踊先年南龍院様御覧被遊踊文句等
道二叶ひ候段御誉被遊被下候由、右文句ニ四恩と申
儀有之候、右之四恩者人々皆蒙り居候事ニ候得者

人々右四恩之儀一日も不可忘事ニ御座候、夫ニ付別紙御書付之趣教示し可申旨御用役衆被申聞候右者前段祭礼之節二者勿論平日朝暮毎々為申聞、末々迄四恩之儀感得致候様能々教示可被申候、誠ニ四恩之儀者人々一日も不可忘事ニ候、就中別而二恩之儀人々感得致候ハ、自天地父母衆生国恩之冥加ニ叶ひ候道理ニ候条此趣能々熟得致候様常々無怠慢為教聞可被申候、右踊之儀者先年南龍院様御誉被遊候而尚又右文句之儀ニ付此度御書付之趣前段けひよん踊例年祭礼之節自今弥以懈怠無之様取計可被申候、右踊之文句等道ニ叶ひ候段先年南龍院様御誉被遊候処、此度右文句四恩之儀ニ付御書付之趣諸人へ教示し可申との義に候得者右踊毎年無断絶踊伝へ尤四恩之儀人々致感得候様被教示候ハ、上之御聖慮ニ叶ひ可申事ニ候間右之趣を以能々可申聞候、依之別紙迄通差越候、已上

八月二日

中村善次兵衛殿

曾根田源助

この通達は、戲瓢踊保存会が所蔵する卷子本から翻訳した(①②③は編者による註)、『御坊市史』(第一巻通史編八七二ページ)では天明四年(一七八四)の資料とするが、天明四年(一七八四)の通達は【資料二】に示した通りである。

この資料は大きく三つに分けることができる。①の部分には【資料二】の通達(字句に若干の異同がある)に「御坊村ニおゐて」「先年南龍院様御覧被遊踊文句等道ニ叶ひ候段御誉被遊被下候由」「前段祭礼之節二者勿論平日朝暮毎々」の文章が新たに付け加わっている。②の部分は、本資料独自のものである。③の部分は、【資料四】「瑞徳記」に掲載の通達とは同文である。【資料二】の通達では、四恩の教えを教示することだけが述べられていた。本資料では、①②③の新たに付け加わった部分で、四恩の教示のために、南龍院(初代藩主・徳川頼宣)が誉めご覧になった御坊村のけほん踊は、祭礼の時には必ず行うことをくり返し述べている。また、通達の日付が

【資料二】や【資料四】の十一月から、祭礼前の八月二日に変化していることにも留意する必要がある。

【資料六】

浜之瀬が文字幟で渡御したい旨の申し出による争論に関して、勘定奉行海野兵左衛門からの申し渡し。文化七年(一八一〇)

日高郡蘭八幡宮祭礼之節浜之瀬方ハ先年より絵幟持渡来候処右絵幟ニ而者染賃も高候よし申立文字幟持渡度との義申出候所、右之通ニ相成候而者先規之仕来り相崩れ候付矢張是迄之通絵幟ニ而渡り候様との義氏下外組より申立双方及違逆候付、右者浜之瀬申

分新規之義ニ付何れニも先規を相守り神妙ニ相勤候様毎々相達候事ニ候、夫ニ付去ル卯年八月氏下一同村役人共等談合之上浜の瀬ニ申立候字幟を三ヶ年之間村役人共之預りニ致シ神輿之跡ニ付渡候筈和談相調去年まで三ヶ年相務候事ニ候件之通最早之年数も相立候義ニ付当年者先規之通致候筈浜の瀬可相心得義ニ候処無其儀趣ニ付大庄屋村役人共等猶又和談取扱致見候得共相片付不申由ニ而其段此節被申出候事ニ候、右者甚如何義ニ付評定所へ呼寄可遂吟味筈之処最早一向日間無之義ニ付札之義者追而取計可有之候、右祭礼之義者不輕義ニ候処氏子とも勝手ニ而申及彼是候而者祭礼之妨ニ相成候義ニ而神慮をも可恐義者勿論祭礼等者別而古例規矩を相守り聊もかきつ心得違等無之様可相慎義ニ候処無其義申附を受用不致候得者上を不恐不届ニ相当候条何分件之利害を示し聞先規之通相守り祭礼無故障相務候様早々可被申付候已上

八月十三日

内藤甚蔵殿

右者文化七年八月御書付写し

海野兵左衛門

本資料は瀬戸家文書(和歌山県立文書館所蔵 資料番号いー30)による。この争論は「御坊村御用留」(『御坊市史』第四巻資料編Ⅱ一〇三三ページ)に載

るが、本資料により、藩にまで訴え出ることになった大きな事件であったことが分かる。本資料と「御坊村御用留」によれば、争論の経過は次のようであった。

文化三年（一八〇六）、浜之瀬が絵幟をやめて文字幟で渡御したい旨を申し出たが、本年は仕来り通り祭礼を執行した。

文化四年（一八〇七）、村役人等が相談し、浜之瀬の字幟を三年間は村役人の預かりとし、神輿の後に付けて渡御することで和談が調う。

文化七年（一八一〇）、三年が経過し、本年は仕来り通り祭礼を執行するはずであったが、浜之瀬にはその様子はなかった。そのため、大庄屋や村役人が再び相談をするが、解決する見込みがなく藩へ訴え出た。藩の海野兵左衛門から「先規の通り相守り、祭礼故障なく相務めるよう」申し渡しがあった。

【資料七】

新町組が祭礼の定書を取りまとめる。

定

一十五歳より元服いたす迄半人前

元服いたし候者壱人前

世を持候とも三ヶ年之間若者掛り丈出銀可致筈

但身元宜筋者壱人前之外可及相對歟

一奴年限十五歳以上四十五歳迄

附り奴装束ニ而出候筋者若輩年輩とも世話人支配可為同様事

一奴踊不心得之筋者歩行触次第稽古ニ出可申事

一他村より入来候とも在来之家相続人ニおゐてハ当村出生可為同様事

一十三日若連中朝飯後早々伝中宿江罷出諸道具莊立可申事

附り道具出シ入大切ニ扱可申事

一十六日片付十三日同様罷出可申事

一十四日歩行触次第出揃笠揃相務可申事

附当日御輿太鼓等他組江持行外組々々揃妨いたし候

堅不相成筈

一十五日朝歩行触候者早速出揃世話人指図次第御祭礼神妙ニ相勤申遍し尤道中ニ而少シも遅滞致間敷勿論如何程懇意之輩有之候とも他組江入交候義者決而不相成筈

一御旅所ニおゐて御祭礼式相務候ハバ直様松原へ引取還御迄同所ニ相詰居若シ要用有之帰宅致度筋者其旨世話人江相断帰宅いたし候とも早々出勤いたし各其趣相届ケ可申都而他組之務見物杯ニ行候義ハ可為無用事

一両日とも可致禁酒事

惣而年行司世話人之御制詞を用聊も自己之了簡ヲ以猥々間敷義者決而致間敷候、既ニ去ル文政二丑年意ニ任せ不道之義仕出シ蒙御咎地下之難儀と相

成天保四巳年組々破談之基とも相成義等は皆年行司之制詞ヲ不用我意ニ募候より事発地下一統之汚名と相成、時之行事二面目ヲ失せ候条言語道断之事ニ候、仍之以来急度相慎可被申 若し少シニ而も心得違制詞不要輩在之候
即時ニ形かから木取揚帳外いたし屹度可申付候
右条々堅相守可被申下定如件

八月 日

（箱書）

「 天保七丙申八月改

御祭礼定書并地下中調印書付

附り願書控認方入用書付共」

本資料は、文政二年（一八一九）、天保四年（一八三三）に起こった祭礼時の騒動を受けて、天保七年（一八三六）八月に決められた定書で、奴踊や祭礼行事期間（八月十三日から十六日）の行動、禁酒についての取り決めが記されている。（『御坊市史』第三卷資料編Ⅰ五八七ページ）

【資料八】

「紀伊統風土記」に小竹八幡宮とけほん踊の由緒が記される。

○八幡宮 境内周百三十四間 禁殺生

芝回九十六間 堀回七十六間

本社 表行
二間半

末社 宿禰社 龍王社 稻荷社
秋葉社 舟玉社 天満社
神輿社 拝殿 長床

芝にあり、莊中の氏神なり、当社旧は村の北十町許にあり、延宝六年此に遷す、此地は旧南龍公の御殿跡なり、祭礼に戲瓢踊ケヒョウオトリといふ踊あり、其文頗る誦すへし、其文中四恩の句に香巖公御注解の御書あり、太鼓細腰鼓鉦にて老人瓢団扇其他種々のものを持ち、作り花等を頭にかさして歌舞す、老人のかゝる踊をなす事奇といふへし、近年 一位老公親筆の小竹八幡宮といふ五字の額を賜ふ

『紀伊統風土記』は、天保十年（一八三九）に完成した紀伊国の地誌書で、紀州藩の儒学者であった仁井田好古を総裁に、本居内遠、加納諸平などの国学者が編纂に従事した。本書は幕末の紀伊国に関する基本資料であり、小竹八幡宮は、六十四卷「日高郡蘭莊蘭浦」の項に記されている。

【資料九】

「紀伊国名所図会」に蘭八幡宮とけほん踊の由緒が記される。

蘭八幡宮 蘭村にあり、社殿そなはれり、莊中の産土神にて、近年祈願の者参詣多し、当社もとは村の北にありしを、延宝六年こゝに遷せり、此の地はもと元和のころ、御殿を建て給ひし跡なりとぞ、社号を或は小竹八幡宮といふ、例祭八月十五日。当日祭式の中に、戲瓢踊とて、御坊の商戸五十歳以上の者数十人、各仮花附きたる笠を着、白帷子の上に黒き袈裟の如きものを着し、先一番に一大奇瓢をもてる者、次に傘をもてる者、次に太鼓・鉦鼓等を持てる者、誦歌に合してうちならし、一列に踊りゆく事あり、此事いつのとき始れるにか詳ならず、瓢に「正徳四放生会」の六字を記せり、其形左に図するがごとし、元和の頃君上この踊を見そなはしたまひて御感称あり、又其後寛政のはじめ、君上特に当村の者に賜ひし御書あり、四恩状とて、今も祭日先この文を読みあげて、さて踊りはじむとぞ

『紀伊国名所図会』は紀伊国に関する地誌書で、初編・二編は文化九年（一八一二）、三編は天保九年（一八三八）、後編は嘉永四年（一八五二）年に刊行されている。『紀伊統風土記』とならび、江戸時代後期の紀伊国に関する基本資料である。

【資料十】

上田章がけほん踊の由来を漢文で撰述する。

蘭八幡宮瓢踊

一日高郡、園浦、地豁土饒、船舶輻輳、人烟繁衍、有豊富之象、士人崇八幡宮、毎年、以八月祀之、其、村吏率群子弟、各手提一瓢蹈舞、謳歌四恩之義、名曰戲瓢踊、其所由伝遠、初南龍公南巡、觀此歌舞、謂有古之遺風、深称美之、後百余年、余変風遷移、人情趨華旧俗漸荒、公就封之初、訪旧俗草野得之、亦謂其謠詞有關於名教、宜奨訓之、乃訳四恩之義、手書以賜、於是毎歳祭日、村長斎戒捧読、使群子弟聴之、永以爲例、俗称其文、曰四恩帖四恩、謂天地之恩、父母之恩、国王之恩、衆生之恩

上田章（一八三三～一八八二）は、幕末の紀州藩家臣で、嘉永六年（一八五三）に幕府の学問所であった昌平黌に入り学ぶ。文久二年（一八六二）には、紀州藩江戸赤坂屋敷内にあった藩校明教館の寮長となる。明治維新後は公用局副知事となり、廃藩置県後は第十四代藩主であった徳川茂承に従って東京へ

移り家扶となる。『南龍公年譜』『紀伊徳川史年譜』
『南紀名臣言行録』などを著す。本資料は、『南紀徳
川史』十五卷による。

【資料十一】

蘭村新町永代諸役赦免状

御書

以上

日高郡ノ内蘭村前之芝に御殿立申二付御坊町迄芝ノ
内新町に割申候誰によらず罷出家作り則御殿表御さ
うし御成之時可仕候新町川原芝ノ儀殊御殿表
御さうし以下仕候間諸役等永代被成 御赦免者也

寛永八年

未ノ

中野平十郎

五月十二日

(花押)

由比十左衛門

(花押)

池端与五左衛門

(花押)

蘭村新町

七郎兵衛殿へ

同

加左衛門殿へ

蘭御殿を建設する寛永八年（一六三二）に出され
た連書状である。御殿を建てるので、御殿から御坊
町までの芝の内を新町に割り付ける。誰でも家を作
ることを許すので、殿様が御成の時には御殿の表を
清掃など雑用を命じ、そうすれば新町、川原芝につ
いては諸役等を永代に免除するという内容である。

【資料十二】

小竹八幡宮御鎮座本紀写

(表紙)

「小竹八幡宮御鎮座本紀写」

(挟み込み別紙)

「梳鞭重貢解

飼部封矛門

爰金銀令伺」

素戔鳴尊之子五十□

□種木種神名帳

□□□□郡伊太祁□

神社

紀伊国日高郡園庄

八幡太神御鎮座本紀

欽惟 足仲彦天皇【十四代／仲哀／天皇】者【人皇

十二代景□□□】日本武尊第二子也【母皇后曰命垂

仁十二代活目入彦五十狹／両道入姫第天皇之女也】

天皇容姿端正身長十尺稚足彦【十三代／成務／天

皇】尤男故四十八季立為皇太子【時季二／十一】元

季正月庚子皇太子即天皇位志賀高穴穗宮於是聞知氣

長宿祢王【稚日本根子彦太日／日天皇之曾孫也】之

女氣長足姫尊【母曰葛城／高類媛】幼而聰明叡智貌

容壯麗父王異焉二季正月甲子立為皇后二月戊子幸角

鹿即興行宮而居之【是謂筥／飯宮】三月丁卯天皇欲

巡狩南国至紀伊国而居于德勒津宮【此宮地者日前／

国懸両大神宮領内在解津郷解字加草甲則成于人所食

之藪字／仮令捧書於 禁中之時誤書藪字以奉則改不

風／流而作德勒津可為必然歟德勒之二字訓土古呂／

者尤風稚也又当屋之帳等多有成解津於藪津此／皆筆

者之紕繆也此解津郷在于両宮之正北方四／面四至堺

郷記云 北 他領 六十谷庄 道／神領 解津郷

若嶋畠文 此郷天正十三季三／月豊臣秀吉水攻太田

城之時断絶也中興之後改／名而今号新在家也雖然彼

宮地也／北之字而至于今郷人祢解津者也【是時熊襲

叛之不朝貢天皇將討則自德勒津発之即日使遣角鹿勅

皇后曰從其津発之逢於穴門【天皇有必先浮海而／欲

幸穴門之意故在／此勅／命之】夏六月庚寅天皇泊于

豊浦旦皇后從角鹿発而七月乙卯同泊豊浦津九月興宮

室于穴門而居之【是謂穴門／豊浦宮】八季正月壬午

幸筑紫【已亥到儼／縣】因居檀日宮九月已卯詔群臣

以議論熊襲時有神託皇后而誨曰天皇何憂熊襲之不服

【是齋之空／國也豈足／舉共／代乎】愈茲國而有寶國
【金銀彩色／多在其國／】是謂新羅國焉若能祭吾者則
曾不血刃其國必自服矣復熊襲為服天皇聞神言有疑之
情曰朕周望之有海無國不信時神亦託曰如天津水影押
伏而我所見國何謂無國誹謗我言如此言而遂不信者汝
不得其國唯今皇后始之有胎其子有獲焉然猶不信天皇
強親擊熊襲不得勝中賊矢而還之九季二月丁未忽有痛
身而明日崩於筑紫橿日宮【時季五／十二】於是皇后
傷天皇不從神教而早崩知所崇之神隨教而祭欲求財寶
國人齋宮請曰先日教天皇者誰神也願欲知其名建于七
日七夜乃答曰天照太神稚日女尊事代主神表筒男中筒
男底筒男等各称其名皇后則識神教有驗更祭祝神祇躬
欲西征曰吾婦女之加以不肖然豈假男貌強起雄略上蒙
神祇之靈下籍群臣之助振兵甲而度峻浪整船以求財土
于時也適當皇后之開胎則取石【其石今猶在于／伊都
縣道邊】挿腰而祈之曰事竟還日產於茲土既而則擣荒
魂為軍先鋒導師船請和魂為王船鎮守壽命十月辛丑從
和珥津彥之則大風順吹不勞櫓楫便到新羅時隨船潮浪
遠建國中【即知天地神／祇悉助歟】於是新羅王戰々
慄々厝身無所則集諸人曰新羅之建國以來未嘗聞海水
凌國若天運盡國為海乎是言未訖之間船師滿海旌旗耀
日鼓吹起声山川悉振新羅王遙望以為非常之兵將滅己
國讐焉失心乃今醒之曰吾聞東有神國謂日本有聖王謂
天皇必其國之神兵也豈可舉兵以距乎即素施而素組以
面縛封國籍降王船之前叩頭之曰從今以後長与乾坤伏

為飼部不乾船柁而春秋獻馬梳及馬鞭【復不煩海遠以
每季／貢男女之調】重誓之曰非東日更出西旦河之逆
流及石昇為星辰而闕春秋之朝忍廢梳鞭之貢天神地祇
其討焉於是解其縛為飼部遂入其國中封重宝府庫収囹
籍文書即以皇后所杖矛樹於新羅王門為後葉之印【故
其矛今猶樹于新／羅王之門也】爰新羅王以千岐等為
質仍壳金銀彩色及綾羅縑絹載于八十艘船令從官軍
【是以新羅王常以八十船之調／貢日本國其是之緣
也】於是高麗百濟二國王聞新羅収囹籍降於日本國密
令伺其軍勢則知不可勝自來于營外叩頭而歎曰從今以
後永称西蕃不絕朝故內宮家【是所謂之／三韓也】皇
后從新羅還之十二月辛亥生皇子於筑紫之蚊田【時人
号其產／処曰宇瀨也】称名於營田別皇子【既產之宋
生腕／上其形如軀是】【肖皇太后為雄裝之負軀故名
焉亦謂營／田別尊上古時俗号軀謂褒武多焉】明季二
月皇后領群卿及百寮移于穴門豐浦宮從海路向京時磨
坂王忍熊王聞天皇崩亦皇后西征并皇子新生而密誤之
曰今皇后有子群臣皆從焉必共議之立幼主以為天下之
君吾等何以兄從弟乎則海人令取兵赤石而待皇后於是
倉見別与五十狹茅宿祢共隸磨坂王為將軍令與東國兵
時二王出蒐餓野而祈狩之曰若有成事必獲良獸也二王
各居飯殿赤猪忽出之登飯殿咋磨坂王而殺焉【軍士悉
／慄也】忍熊王謂倉見別曰是事大恠也於是不可得敵
則引軍返屯於住吉時皇后聞忍熊王起師以待之命武內
宿祢懷皇子橫出南海泊于紀伊水門則遷幸于衣奈鄉而

興行宮【今所謂衣／奈之八幡太神宮此／是処也】居
之隨情出遊之興離宮於方々之時同亦興於此御園鄉紀
小竹之地【今所謂園村紀小竹／之八幡太神是也】皇
后之船直指難波則平得度海忍熊王復引軍退到菟道而
軍之皇后南詣紀伊國欲會於太子而相尋到于日高大子
亦聞知皇母之尋朕欲会于皇母而出衣奈之行宮之經廻
于処々以到于三尾鄉逢于皇母之【自是謂此／所於逢
母之□／也】互歡喜踊躍而相連歸于衣奈之行宮以議
欲攻忍熊王更遷小竹宮【此宮地在／于園村之領內于
今号紀小竹宮是又雖行宮／後奉崇 八幡太神其義在
于左】適此時也昼暗如夜已經多日時人曰常夜行之也
皇后聞紀直祖豐耳【紀國造第九代之命也／第十代古
豐布流始賜大□】曰是恠何由矣時有一老父曰伝聞如
此恠謂阿豆那比之罪也問何謂也對曰二社祝者合葬歟
因以令推問卷里有一人曰小竹祝与天野祝共為善友小
竹祝逢病而死之天野祝血泣曰吾也生為交友何死之無
同穴乎則伏屍側而自死仍合葬焉蓋是之乎乃開墓視之
實也故更改棺櫬各異処以埋之【園人之一書云当于小
竹宮地一町許辰巳之方□／中有一小丘人終未知其來
由其上有□木之一松／樹彼田主憂樹下無作毛不問丁
鄉人斬其松堀／崩夫丘作于田地之処其田主之女子
遽病而受大／熱病独言曰掘崩塚斬誌松言語道斷也因
之受重／病我命無可通之術流□啼泣之故父母恩于□
／於奇妙怖畏兼再筑塚植松謝為其过則彼女子之／大
熱病不經一日須臾九所殘平復聞人成奇異之／思無不

惟□称歎矣雖然彼田主不悔先非而以為／此松又成于大木則可成于耕作之害則留捐軍役／田主即時乎足癭痺而一生不得平癒也于今數多／有存其事者小竹祝与天野祝埋于一穴雖無存于／其所之者人皆言相定于塚不可有相違云々余曰／定此於塚則可為小竹之祝塚然則天野祝之墓可／有何所哉／追可尋之】三月庚子命武內宿祢武振熊率數萬衆令擊忍熊王爰武內宿祢等選精兵從山背出之至菟道以屯河北令三軍曰儲弦藏于髮中且佩木刀既而拳皇后之命訥忍熊王曰吾勿貧天下唯懷幼王從君王者也豈有距戰耶願共絕弦捨兵与連和焉然則君王登天業以安席高枕專制万機則顯令軍中悉斷弦解刀投河水忍熊王信其誘言悉令軍衆解兵投河水而斷弦爰武內宿祢令三軍出儲弦更張以佩真刀度河進之忍熊王知被欺謂倉見別五十狹茅宿祢曰吾既被欺今無儲兵豈可得戰乎曳兵稍退武內宿祢出精兵而追之適遇于逢坂以破【故其／処曰逢坂／也】軍衆走及于狹々浪栗林而多斬【血流溢栗林故惡此事至于今／其栗林之菓不進御所也】忍熊王逃無所入則喚五十狹茅宿祢共沈瀬田濟而死之【探其屍而不得也數／日之後出於菟道河】二王薨去之後天下敢無敵者於是皇后立營田別皇子□為皇太子【時三／歲】移于大和国以都於磐余【是謂若／桜宮】治天下六十九季而崩於此宮【時季／一百歲】十月壬申葬狹城盾列陵是日百寮等追尊皇太后曰氣長足姬尊明季正月丁亥朔皇太子即天皇位于稚桜宮後移于大和輕嶋地而都於此謂豐明宮居于此

治天下四十一季也是歲二月戊申天皇崩于明宮【明季一百／一十歲】一云崩于大隅宮【余按明宮大和輕嶋豐明宮歟而又／為一云崩于大隅宮然則二說□□】歟雖然見日本紀 応神天皇紀有二十二季三月／戊子天皇幸難波居於大隅宮秋九月丙戌狩于淡／路嶋便輒以幸吉備遊于小豆嶋庚寅亦移居於葉／田葦守宮又四十一季二月阿知使主等自吳至筑／紫時胸形太神乞工女等以兄媛奉之既而率其三／婦女以至津国及于武庫而天皇崩之不及即献于／大鷦鷯尊之 未見還幸于大和国而崩于豐明宮／之文然則崩于難波大隅宮必然矣而又見旧事記／云元季正月丁亥朔皇太子尊即天皇位都輕嶋地／不載幸于難波居於大隅宮之事又見古事記云品／陀和氣命座輕嶋之明宮治天下也有幸于近淡海／国座木幡村幸于吉野等之事未明崩□也雖然已／有座輕嶋之明宮治天下之文拠于此二書之說則／以崩幸豐明宮可為証歟／未知何是非故兩存也】葬于河内国惠賀之裳伏【百舌鳥／陵也】山岡也【日本紀旧事記雖明崩宮不載葬陵之義見古事記／曰凡此品陀天皇御季一百三十歲甲午季九月九／日崩御陵在川内惠賀之裳伏山岡也而川内營田／宗廟緣起曰応神帝葬于河内国旧市郡長野山欽明帝始改造庵而有行幸云々余見日本紀旧事云二季冬十一月甲午葬足仲彦天皇於河内国長野陵文然則長野陵者仲哀天皇之陵而非于応神天皇之陵歟又古事記曰凡帶中津日子天皇之御年五十二歲壬戌季六月十一日崩也御陵在河内惠賀之長江也又日

本紀卷第十一仁德紀曰八十七季春正月癸卯天皇崩冬十月己丑葬于百舌鳥野陵文然則長野陵者仲哀仁德之陵也蓋又長野与長江者同野廣大之故為別所歟但入以仲哀□応神兼仁德三皇合葬歟此義難一決然則營田者一概難言応神之御廟歟將又營田与長野長江裳伏山等皆為別所歟不到于其国問于土人而相究則不得明矣又応神崩御之月日御季等日本紀与古事記大有相違也余迷于此是非故待薄治之君□為明此迷今於／是書之耳】群臣尊天皇称營田天皇【又号応神／天皇是也】焉自大鷦鷯尊御宇三季至天国排開広庭天皇御宇三十一年天皇十四代季序二百五十三季之間未現太神也而是歲冬神初詫于肥後国菱形池辺民家三歲兒曰我是人皇第十六代營田八幡磨也【營田本名而八幡為／神之後自所称有也】諸州垂跡于神明今亦顯于此其後差勅使移而令鎮座於豊前国菟狹【菟狹此／曰宇佐】宮【宇佐之本主者田心姬命也八幡太神御鎮座／之後則如本主也人皆知八幡太神之宮未知／田心姬命者地主神也此宮之祠官号国造／橿原朝高魂尊孫宇佐都彥命定賜国造】從尔以来 天子及群臣并天下之人普奉知 營田天皇現 八幡太神矣此故欽明天皇号營田御磨称八幡太神被奉崇敬之因茲改造所在于此日高郡之行宮奉崇祭八幡太神也就中昔太神御座于此紀小竹宮之時氣長足姬尊并武內宿祢等議擊忍熊王議相定于此宮而終擊勝即天皇位於稚桜宮長久治天下洪基於此宮【保季百／余歲】是故仰而可奉仰者此紀小竹之八幡太神

宮也

右

御鎮座本紀者以日本

書紀為本所加御園郷

人之所説也園人之説

雖不足于信用亦微有

非于可黙止之者故不

得止而今書之有紕繆

之事則後來明哲之君

子可被訂正焉此所庶

幾也

紀伊国造第六十九代

刑部少輔從五位下紀朝臣

昌長印

貞享三丙寅年八月朔日

右一覽之序加姓名

印章畢

安永八年六月四日

神道管領長上下部朝臣兼雄

御判

蘭郷

土屋立幹

旨美（花押）

敬 書写之

表紙二枚 同郷 泉屋喜太夫

寄附之

天明八丁申冬十二月日

紀伊国造第六十九代紀昌長が、御坊村と蘭村からの依頼を受けて貞享三年（一六八六）に神社の鎮座について記述したものの写しである。蘭郷の土屋立幹が書写したものを泉屋喜太夫が天明八年（一七八八）に寄進したものである。本文の割り書きは【一】で訳した。

【資料十三】

密々奉願上口上

密々奉願上口上

一私組蘭浦小竹八幡宮祭礼之儀、例年八月十五日氏下蘭浦御坊村浜之瀬等氏子共出合諸事先規之通相務、祭礼無故障相渡候儀、毎年届出御達申上來候儀二御座候、然処去亥年祭礼相済賑物引取之節蘭浦之内新町組四ツ太鼓と御坊村四ツ太鼓と争論出来双方祭礼世話人共取鎮引取候由二候へ共、御坊村之者老人怪我人出来候由二而新町組祭礼年行司之宅へ戸板二而昇込、大勢付添参り訳付ケ候様申立候得共、混雑之中相手も不相知候付先連帰り候様断を申引連罷帰候由、尤其節御坊村之提灯をも

被破候間、見届呉候様申置引取候由、右怪我人ハ早速快氣いたし候哉、又ハ申立通りニも無之候哉、直ニ稼方いたし候趣ニ御座候、其翌十七日ニ御坊村若者共申合同村内中町ニ而臨時ニ駈馬相催し、右ハ不例之事ニ候へ共、外村ニ不構興行いたし候趣ニ而前段争論者指而之義ニも無之趣ニ候へ共、御坊村ニ者新町組方詫之噫ひ無之義如何と双方祭礼年行司共掛合候へ共、新町組ニハ誤可申道理無之候と互ニ了簡落合不申候由ニ御座候処、同年九月十四日蘭浦八幡宮末社宿祢明神之祭礼差掛り、右祭礼ハ例年蘭浦新町ニ而一日花相撲興行仕来候処、御坊村と新町組不和ニ付右花角力を御坊村若者共申合御坊所境内ニ而興行いたし、已来新町へ祭礼ニ者参間敷と申立候趣ニ而新町組ニ者仕来之祭礼賑ひ御坊村へ引取候哉、不例之仕方殊ニ神社も無之御坊所境内ニ而神事之賑物執行ひ候儀、如何と内手彼是申候由二候へ共、何分拒ミ合之折柄ニ付彼是申候而ハ追而和談之妨ニも可相成と先其俣ニ致し置寄々和談之義手を替掛合候へ共、御坊村ニ得心いたし不申、やはり不和ニ付当七月蘭浦村役人共方頼而八月祭礼も近寄候処、御坊村氏子共出会不申候積り之由ニ付、左候而ハ先規も相乱れ神慮も恐多く候付、和談取扱いたし呉候様申出、浜之瀬村役人方も同意申出候ニ付、尚愚意申見候処、右者前段争論之義御坊村方願出不

申候事ニ付、大庄屋許方噓ひ之儀御坊村之者共心得違押し方之様ニ心得候義も難斗候付、先村方同士掛合ヲ以申談仍之藺浦之内右爭論ニ不拘藺浦組新藺組紀小竹組浜之瀬等祭祀行司より爭論貰受申度由掛合候へ共、御坊村二者新町組若者共不法有之候付、何とか規矩付ケ不申候而ハ和談難出来旨申也、然共右祭祀之義ハ先年も相繼候処、古例先規之通相守り候様被仰出も有之規矩付ケ候義者、難及挨拶然共御坊村之申分も相立候様、且者爭論不発様順番等者是迄之通相守り、引取之節も混雜不仕候様已来新町組四ツ太鼓ハ新藺橋辺ニ扣へ居、御坊村四ツ太鼓無差障引取候様ニ相定メ可申間、件之処ニ而貰受申度旨及挨拶候へ共、御坊村ニ不納得之由断出候ニ付、御坊村祭祀年行司呼寄せ私手前ニ而も色々論し方仕、右取扱中私義ハ当立毛早損ニ付、郡中之模様御達ニ付、大庄屋年番御呼登ニ付八月五日立候而出府仕、同十三日ニ歸在仕翌十四日御坊村庄屋進退申渡仕、右之節様子承り候処私留主中八幡宮神職小竹薩摩守方も挨拶有之候へ共、未和談整ひ不申候由ニ付、和談之義申掛候上同日私儀藺浦郡役所へ出張藺浦御坊村庄屋肝煎祭祀年行司等同所へ罷出候様、兼而相通置藺浦者罷出候へ共、御坊村役人共罷出不申夕方方夜四ツ過迄相待漸亥刻過ニ罷出候付、和談之儀申掛候処何分是迄外々方挨拶有之候へ共、規矩付ケ

不申候故若者共不承知ニ而和談整ひ不申候間、当年祭祀二者御坊村方幟本ニ而相務村内ニも賑物不差出積ニ取計候由申之ニ付、右ニ而ハ外組々方挨拶いたし候顔も相立不申候ニ付、御坊村重立候向、相談いたし見候様申聞候へ共、何分ニも明日之祭祀今夜中ニ迎も和談整ひ不申候間、当年者和談之義差延呉候様年行司共達而申也、尤御坊村庄屋宇右衛門義漸其日申渡候新役ニ付、諸事心得不申旨申之候へ共、同村肝煎兩人御座候内、古く相勤候肝煎七兵衛へハ諸事相談不致私共呼出置候へ共、七兵衛へ沙汰不仕肝煎庄太夫耆人のミ召連出候故、七兵衛義何故罷出不申哉相尋候処間ニ合之返答申出、村内実情之処難相分候付、尚行詰申度奉存候へ共当年大早損ニ付藺御坊辺ハ別条無之候へ共、御坊村重立候向、他村ニ而所持之田地逢早損難儀之年柄ニ付、右等之憚も有之何様にも祭祀相休申度旨年行司等強而申之ニ付、段々深更ニも相成無拋其辺ニ而引取候也、祭祀ハ藺浜之瀬両村丈ニ而古例之通相務候儀ニ御座候、其已来私義組内傷毛願御毛見等ニ付御用繁く右一条ハ其俣ニ御座候処、御坊村二者私共申聞振不宜帰服難出来段申立、年行司せわ人之内申合南部住深海武助とかニ相頼内願仕候趣ニ御座候処、当九月十一日夜若山方直使ニ而別紙之通書状相届返事受取帰可申との儀ニ付、無拋別紙之通返書差出し、私儀去ル

十三日方御毛見御用先キへ罷出候処、同日御坊村方別紙之通書付差出右ハ不例之候哉如何ニ御座候へ共、幸ひ御毛見先キ之義ニ付書付御達申上候処、御上紙ニ而御下戻しニ付、則村方へ戻し遣し候へ共、御毛見御用先キニ付、通達隙取り最早相撲興行之跡ニ相成候由ニ御座候、然処翌十五日ニも御坊村ニ而又々不例之駄馬興行仕候由、右両日之入用多分之割賦ニ相聞へ申候、例年祭祀入用ハ軒別三五匁迄之処中分已上ニ而廿目三拾目方上分ニ而百目已上也相掛り候ニ付、割賦掛り候者共ハ案内ニ存候へ共、故障申候ハ、若者共申合拒ミ候義も難計内手ハ庄屋元之斗ひニ相見へ候付、無是非差出し候趣ニ相聞へ候、當時在中小入用取締被仰付候折柄不相応之事ニ而御趣意ニ相背ケ候儀、尚委細ニ取調へ弥庄屋等取計不宜候ハ、役義御差替之義、内存御願申上候筈ニも御座候へ共、左候時者同人等内手申合内願仕候趣意を惡ミ候様、相聞へ可申哉と此段深く心配仕以而者宇右衛門義一旦之血氣ニ任せ心得違ひ等ニ候へ共、元来身元も宜敷候付、申論シ候ハ、相弁後悔可仕哉ニも愚意仕候付、此程其段申上置当月廿三日方私手前へ庄屋宇右衛門并肝煎七兵衛庄太夫等呼寄料簡振相尋候処、七兵衛義ハ兼而祭祀一条相談被相除有之候義存シ不申旨申之庄屋宇右衛門義も祭祀年行司共之計ひニ付、所々不存旨申之然共此程御達

申上御下ケ戻ニ相成候相撲興行之義、不例ニ付難
事が記されている。

及御取扱との御上紙ニ候処、村内へハ押包之末年
行司等へ相通し無之由ニ而、前後不揃之申分ニ御
座候、然共色々申論已来者不例之義手俣ニ興行仕
間敷様、若又興行為致度候ハ、前広ニ願出御料簡
□之上取計せ候様との義申聞利害申論候処、表向
ハ大躰納得仕候趣申出候へ共、内心之処未難見定
相見へ申候、右ニ付此上尚又内願仕候程も難計愚
意仕ハ勿論、私共後口暗キ取計ハ決而不仕候得
共、藺浦庄屋と私縁者故依怙之取計ひいたし候趣
ニ申立候由相聞へ申候間若、内願等相廻り候ハ、
親疎之疑ひ無之様、何卒御手代中出在之節ニ而も
御伺□被成下候様奉願上候、既此節御勘定同心中
右一条内聞いたし候趣内々及承候付此段も思召迄
ニ御達申上候、尚御賢慮も被□在候ハ、被仰下候
様仕度奉願上候仍之為御見合別紙書類写相添密々
御願申上候 已上

天田組大庄屋

瀬戸又次郎

子九月廿七日

鈴木悌藏様

御坊村と新町組の四つ太鼓の諍いにより、御坊村
が藺八幡宮末社宿禰明神の祭礼である花相撲を御坊
村（日高別院）境内で行い、その後も争論になった

二 歴史資料

【資料十四】

小竹八幡神社所蔵資料

① 矢箱木製蓋

(表) 御矢箱

(裏) 享保年中奇附 享保年中之由聞傳フ

資―1 池田屋 傳之丞



② 弓袋 (板)

(表) 文化九年再造

同 喜十郎再造

(裏) 弓ハ袋口ヲ神輿之後ニ納 文化九年八月日

明治十九年戌第七月六日□榮繕人

資―2 岩崎 池田屋與吉



③ 金幣【奉納 濱之瀬 春木屋清】

(表) 奉納 濱之瀬 春木屋清

(裏) 弘化三丙午五月吉日

資―3



④ 金幣【納屋六大夫】

(表) 納屋六大夫

(裏) 弘化三丙午五月修覆

資―4



表 資 - 1 小竹八幡神社所蔵資料

		法量 (c m)		特記事項
		縦	横	
1	矢箱木製蓋	130.5	21	御矢箱
2	弓袋 (板)	130.5	16	文化9年 (1812) 再造 弓ハ袋口ヲ神輿之 (木箱蓋墨書)
3	金幣【奉納 濱之瀬 春木屋清】	174.5		
4	金幣【納屋六大夫】	175		弘化3年 (1846) 丙午五月修覆

【資料十五】

屋台資料（御坊町、濱之瀬組、上組）

屋台の出現は、奉納芸能である獅子舞を取り入れた段階で必要となる祭具であるため、獅子舞と一体の起源を持つ。現状確認のできるものは、御坊町の旧屋台（仮屋台）に残された「□二年乙巳八月」の年号から弘化二年（一八四五）のものと推察される。上組の旧屋台収納箱蓋の側面材に弘化三年（一八四六）、濱之瀬組の獅子屋体入に弘化四（一八四六）、下組の旧屋台の屋台箱（現在、吉田祭で使用）に明治二十六年（一八九三）の年号が残されている。



資-5 御坊町仮屋台



資-7 上組



資-6 濱之瀬組

【資料十六】

天幕（御坊町）

『猩々緋羅紗地、渦雲に蛇刺繍入』

猩々緋羅紗地に渦雲と阿吽二匹の蛇の刺繍を天幕側面に配置。前後（吽の頭・阿の頭）、右左（吽の尾・阿の尾）。蛇の角は一角である。蛇の頭、鼻、口元、耳、背ビレの針は、唐箔金糸・純金糸（丸金）にて肉入れ刺繍（肉は綿、糊止め）。角は唐箔金糸・純金糸（丸金・撚金）にて肉入れ刺繍（肉は綿、糊止め）。鱗、腹、腕は唐箔金糸・純金糸（丸金）にて肉入れ刺繍（肉は輪郭のみ糊止めと綴じ止め）。舌は朱色正絹二合撚り糸にて肉入れ刺繍（肉は綿・糊止め）。

なお縁取りをそろばん撚り糸にて駒取り糸縫い。火焰は朱色正絹金一撚糸にて肉入れ刺繍（肉は輪郭のみ綿、糊止めと綴じ止め）。舌は朱色正絹二合撚り糸にて肉入れ刺繍（肉は綿・糊止め）。

背ビレ、イガは唐箔金糸（撚金）に平埋め縫い。背ビレ、髭の巻き付けは唐箔金糸（丸金）と黒色正絹二合撚り糸を使用。口の巻き付けは朱色正絹二合撚り糸を使用。眉毛は紺色正絹と純金糸で、房撚り糸を使用。目玉には平ガラスが嵌められている。白目部分は白色の木綿の綿を使用。

黒目部分は、墨でガラスの裏側に彩色。爪、牙に關してもアルミ製であるが一部銅製の爪が残されており、もともとはすべて銅製のものに銀鍍金されていたと推測される。渦雲は純金糸（丸金）と黒色木

綿そろばん撚り金の二駒抱いて駒取り縫い。

天幕側面（二面分）の横幅は、四尺四寸（一三三・三二cm）、垂れ（羅紗のみ）一尺二寸五分（三七・八七五cm）。

拖綿布は綿の入った黒色別珍製で、垂れ二寸五分（七・五七五cm）。裏地は薄黄土色の木綿布。



資-8 御坊町旧天幕

【資料十七】

先奴衣装（中組）

『猩々緋羅紗地、十賊に双兔刺繍入』

猩々緋羅紗地に十賊と二羽の兎の刺繍を配置。兎

は生成色、黒色、濃灰色の正絹二合浅撚り糸にて毛出し縫い。生成色、黒ぶち兎の目玉は綿で丸く肉を盛った後、生成色、黒色正絹平糸にて差縫い。なお縁取りを純金糸（撚金）にて駒取り縫い。髭と指の輪郭は黒色正絹二合浅撚り糸にて差し縫い。濃灰色を生成ぶち兎の目玉も上記と同じ仕様であるが、浅臙脂色撚り糸にて縁取りが施されている。十賊は薄藍色正絹そろばん撚り糸にて駒取り縫い。また黒色正絹平糸にて茎部分の巾が狭まるように綴じを施して、十賊の節を表現している。土は、この色正絹そろばん撚り糸にて駒取り縫い。

横幅は二尺一寸（六三・六三cm）、垂れ（羅紗のみ）二尺一寸（六三・六三cm）。上馬簾はS撚り、Z撚りの純金糸製の細綱を二重に連結したものが用いられている。垂れ五分（一・五一五cm）。

下馬簾は純金糸製の房が用いられている。垂れ三寸三分（九・九九九cm）

帯は生成色木綿布製。帯総丈七尺一寸（二一五・一三cm）。帯幅一寸一部（三・三三三cm）。裏地は生成色の木綿布。

大正年間（一九二一―一九二七）に大阪大丸呉服店で発注したと伝えられている。

乗り子衣装（中組、上組）



資-9 中組

■中組の衣装

・製作年代 明治四十一年

・製作業者 大阪大丸呉服店（現 大丸百貨店）

衣装における製作年代が判明している最古の品は、中組乗り子衣装である。

陣羽織の生地は、猩々緋羅紗地で裏地は白木綿を使用した衿仕立てである。

衿、袖口布は黒別珍生地であり、背面には金糸刺繍で左三つ巴紋がある。

この左三つ巴紋は、小竹八幡神社の神紋であることからの由来である。

半襦袢の身頃生地は白木綿地であり、袖生地には



資-12 中組乗り子装束



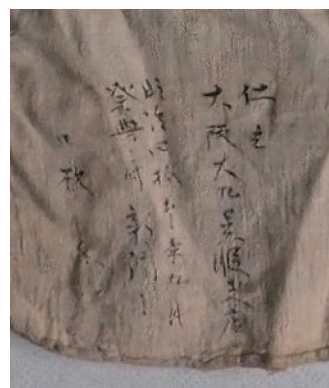
資-11 中組乗り子装束



資-14 中組乗り子装束



資-13 中組乗り子装束



資-10 胴当裏地の墨書

黒繻子絹の無地である。
袖口施綿布には朱赤色染絹である。巾寸法は三・八cm巾（鯨尺一寸）である。

胴当の裏地に製作年代等が墨書されて記されている。

■上組の衣装

・製作年代 大正十二年

・製作者 大谷呉服店

陣羽織の生地は猩々緋羅紗地で裏地は白木綿を使用した拾仕立である。

衿には黒別珍を使用し、袖口布は錦地である。背面に金糸刺繍の左三つ巴紋がある。現在、陣羽織に小竹八幡神社の神紋である左三つ巴紋を背紋としている組は、中組と上組のみである。

半襦袢の身頃生地は白木綿地であり、袖生地はモスリン生地の吉祥文様である。

袖口施綿布は朱赤色ちりめん地である。巾寸法は三・八cm巾（鯨尺一寸）である。

陣羽織の裏地には「大正十二年十月一日」と記載されている。製作は上組地区内の大谷呉服店である。



資-15 陣羽織裏地の墨書



資-17 上組乗り子装束



資-16 上組乗り子装束

引用・参考文献

- 有田市誌編集委員会編 一九七四『有田市誌』有田市
- 井上豊太郎 一九四二『小竹八幡宮神社誌』私家版「和歌山日高地方の郷土関係資料（清水長一郎文庫）<http://www.ojiri.jp/simizukosekitirann.html>
- 射水市教育委員会編 二〇二〇『放生津八幡宮祭曳山行事・築山行事総合調査報告書』射水市教育委員会
- 上村雅洋 一九九四『近世日本海運史の研究』吉川弘文館
- 大橋俊雄 一九七四『踊り念仏』大蔵出版
- 小浜市教育委員会編 二〇二〇『小浜放生祭総合調査報告書』小浜市教育委員会
- 貝塚市史編纂部編 一九五五『貝塚市史』第一巻通史 貝塚市
- 貝塚市史編纂部編 一九五八『貝塚市史』第三巻史料 貝塚市
- 海南市史編さん委員会編 一九九四『海南市史』第一巻 海南市
- 岸本昌良 二〇〇〇書評「喜多村理子著『神社合祀とムラ社会』『日本民俗学』二三三号 日本民俗学会
- 戯踊保存会編 一九九七『けほん結成三十周年記念』御坊市教育委員会編 一九八五『御坊の無形文化財』Ⅰけほん踊ほか 御坊市教育委員会
- 御坊市教育委員会編 一九八六『御坊の無形文化財』Ⅱけほん踊ほか 御坊市教育委員会
- 御坊市史編さん委員会編 一九八一『御坊市史』第一巻通史編一 御坊市
- 御坊市史編さん委員会編 一九八一『御坊市史』第二巻通史編二 御坊市
- 御坊市史編さん委員会編 一九八一『御坊市史』第三巻史料編一 御坊市
- 御坊市史編さん委員会編 一九七九『御坊市史』第四巻史料編二 御坊市
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一二DVD『戯瓢踊』伝承編 御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一二DVD『殿中奴踊上組』伝承編 御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一二DVD『奴踊中組』伝承編 御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一二DVD『奴踊御坊町』伝承編 御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一一DVD『御坊下組の雀踊』伝承編 御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一五『調査報告書 文化庁 平成二十六年文化遺産を活かした地域活性化事業 小竹八幡神社秋季祭礼（御坊祭）の映像に向けての調査』御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一七HDD『御坊祭映像資料集』御坊市文化遺産活用事業実行委員会
- 御坊市文化遺産活用事業実行委員会編 二〇一七『御坊祭ガイドブック』和歌山県日高地方最大の祭り』御坊市教育委員会
- 御坊文化財研究会編 一九六九『あかね』創刊号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九六九『あかね』第二号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九七三『あかね』第三号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九七四『あかね』第四・五合併号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九七五『あかね』第六号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九七六『あかね』第七号 御坊文化財研究会
- 御坊文化財研究会編 一九九七『あかね』第二十四号 御坊文化財研究会

- 小山豊 一九九二『紀州の祭と民俗』国書刊行会
- 小山豊 一九九六「入山城主青木勘兵衛について」『紀州の歴史と風土』御坊文化財研究会
- 小山譽城 二〇〇六『徳川御三家付家老の研究』清文堂出版
- 小山譽城 二〇一一『徳川將軍家と紀伊徳川家』清文堂出版
- 塩崎正三 二〇〇〇『御坊町の獅子舞』上 私家版
- 塩崎正三 二〇〇〇『御坊町の獅子舞』下 私家版
- 塩崎正三 二〇〇三『里笛』私家版
- 塩崎正三 二〇〇四『おまつり想い出五十七話』私家版
- 塩崎正三 年未詳『奴衆』私家版
- 重松明久 一九八六『本願寺百年戦争』法蔵館
- 芝口常楠 一九六一「今昔御坊一世紀抄」『葵羊園叢考』日高高等女学校同窓会 中村民栄
- 成願寺整 一九九〇「太鼓台のふるさと」『新居浜太鼓台』新居浜市立図書館
- 新谷和之 二〇一五「奉公衆湯河氏の本拠の景観―小松原館周辺の空間構造―」『和歌山地方史研究』六十七号 和歌山地方史研究会
- 続日高郡誌編集委員会 一九七五『続日高郡誌』上巻 日高郡町村会
- 続日高郡誌編集委員会 一九七五『続日高郡誌』下巻 日高郡町村会
- 蘇理剛志 二〇一三「戲瓢踊」日本青年館公益事業部『民俗芸能』九十三
- 蘇理剛志 二〇一六「御坊祭とその芸能」御坊祭連続講座資料 御坊市教育委員会
- 蘇理剛志 二〇一七「紀州御坊祭にみる芸能文化の伝播と受容」植木行宣・樋口昭編『民俗文化の伝播と変容』岩田書院
- 高嶋賢二 二〇〇一「久世六斎念仏の獅子舞から」神奈川大学日本常民文化研究所『民具マンスリー』第三十四巻三号 神奈川大学
- 高嶋賢二 二〇一六「石手寺の木造獅子頭について」胡光編『四国霊場第五十一番札所石手寺総合調査報告書』愛媛大学法文学部附属 四国遍路・世界の巡礼研究センター
- 高柳真三編 一九三六『御触書天明集成』岩波書店
- 武内雅人 二〇〇八「佐武伊賀勳書」を読み解く『中世根来の社会史』和歌山大学
- 田端憲之助 一九三六『日高郡古記ぬきがき』私家版「和歌山日高地方の郷土関係資料（清水長一郎文庫）<http://www.ojiri.jp/simizukosekitirann.html>
- 鶴崎裕雄 一九七七「連歌と湯川政春」『和歌山県史研究』第五号 和歌山県
- 刀襦克巳 一九五三「近世に於ける箕島陶器商人に就て」『学芸』一 和歌山大学
- 中野榮治 二〇〇九『紀伊の歴史地理考』ナカニ
- シヤ出版
- 南紀徳川史刊行会編 一九三〇『南紀徳川史』第一冊 南紀徳川史刊行会
- 南紀徳川史刊行会編 一九三〇『南紀徳川史』第二冊 南紀徳川史刊行会
- 南紀徳川史刊行会編 一九三一『南紀徳川史』第三冊 南紀徳川史刊行会
- 南紀徳川史刊行会編 一九三二『南紀徳川史』第十五冊 南紀徳川史刊行会
- 根岸茂夫 二〇〇九『大名行列を解剖する―江戸の人材派遣―』吉川弘文館
- 美浜町史編集委員会編 一九八八『美浜町史』上巻 美浜町
- 美浜町史編集委員会編 一九九一『美浜町史』下巻 美浜町
- 美浜町史編集委員会編 一九八四『美浜町史』史料編 美浜町
- 森彦太郎編纂 一九三六『紀州文献日高近世史料』森彦太郎
- 森彦太郎 一九五二『森彦太郎遺稿集』一「和歌山日高地方の郷土関係資料（清水長一郎文庫）<http://www.ojiri.jp/simizukosekitirann.html>
- 山中啓祐己 一九八一『堺・布団太鼓盛衰記』私家版
- 和歌山県史編さん委員会編 一九九四『和歌山県

史』中世 和歌山県

■和歌山県日高郡 一九二三『日高郡誌』和歌山
県日高郡

■和歌山県文化財センター編 二〇一六『公開シン
ポジウム湯川氏の城・館・城下町』和歌山県文化
財センター

■和歌山県民俗芸能保存協会編 一九八〇『和歌山
県民俗芸能採訪録』第四集和歌山県の民俗芸能和
歌山県民俗芸能保存協会

■和歌山城郭調査研究会編 二〇一九『戦国和歌山
の群雄と城館』戎光祥出版

一九七〇『紀伊国名所図会』第四卷 歴史図書社

一九七二『北野杜家日記』第一 史料纂集古記録編
十二―一 続群書類従完成会

一九八一 財津種爽「むかしむかし物語」『続日本
随筆大成』別巻一 吉川弘文館

一九八六「若州湯川彦右衛門覚書」『続群書類従』
二十二輯下 続群書類従完成会

御坊祭総合調査報告書

発 行 日 令和4年3月31日

編集・発行 御坊市教育委員会

〒644-0002

和歌山県御坊市藺367番地

TEL 0738-23-5525

印刷・製本 有限会社隆文社印刷所

〒644-0002

和歌山県御坊市藺512

